

民間まちづくり活動促進事業交付要綱

平成 24 年 4 月 5 日 国 都 ま ち 第 135 号
国 都 計 第 149 号
国 都 市 第 336 号
国 都 公 景 第 31 号
国土交通省 都市局長通知

最終改正 平成 30 年 3 月 30 日 国 都 ま ち 第 107 号

第 1 条 総則

民間まちづくり活動促進事業（以下「補助事業」という。）に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年 12 月 21 日付け総理府・建設省令第 9 号）及び民間まちづくり活動促進事業制度要綱（平成 24 年国都まち第 135 号、国都計第 149 号、国都市第 336 号、国都景歴第 31 号。以下「制度要綱」という。）によるほか、この要綱の定めるところにより行うものとする。

第 2 条 目的

補助金は、制度要綱に基づき実施される補助事業を円滑かつ効果的に実施することを目的として交付する。

第 3 条 交付の対象

国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業を実施するため必要な経費のうち、予算の範囲内で、制度要綱第 2 条第四号に定める補助事業者に補助金を交付する。

第 4 条 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

第 5 条 申請手続

- 1 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式 1 による申請書を速やかに大臣あて申請することとし、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、様式 2 の進達書に補助事業者よりの補助金交付申請書を添え大臣に提出しなければならない。

第 6 条 交付決定の通知

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日。）から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式12による実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、前項の実績報告書を受領したときは、様式13により大臣に報告しなければならない。

第13条 補助金の額の確定等

- 1 所管地方整備局長等は、前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額の確定をするときは、様式14により確定通知書を補助事業者に交付し、額の確定後様式15により大臣へ報告しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を様式16により命ずるものとし、前項に併せ様式15により大臣に報告しなければならない。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

第14条 補助事業の是正命令

所管地方整備局長等は、実績報告書による補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認め、これに適合させるために適正化法第16条第1項の規定により、当該補助事業の是正の命令をするときは、様式17によりこれを行うものとする。なお、是正命令に従って行う補助事業が完了した場合は、第12条の規定に準じ、取り扱うものとする。

第15条 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除額が確定したときには、様式18による消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、前項の報告があったときには、当該消費税仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

第16条 交付決定の取消等

- 1 大臣は、第8条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合においては、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することがで

きる。

- 一 補助事業者又は補助事業者以外であって補助事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）が、適正化法、適正化法施行令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者又は間接補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者又は間接補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
 - 四 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 所管地方整備局長等は、大臣により前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を様式19により命ずるものとし、様式20により大臣に報告しなければならない。
 - 3 所管地方整備局長等は、第1項の第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、補助金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

第17条 残存物件等の取り扱い

補助事業に係る残存物件等については、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和34年3月12日付建設省会発第74号）及び「都市局所管補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和34年5月1日付建設省計発第131号、「都市局所管国庫補助事業等における発生物件の取扱いについて」（昭和35年1月7日付建設省計発第7号）の規定に準じ、取り扱うものとする。

第18条 取得財産等の管理等

- 1 補助事業者は、補助事業に要する経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式21による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

第19条 財産処分の制限

補助事業者が補助事業によって取得した財産等について処分しようとするときは、様式22による申請を行ってあらかじめ所管地方整備局長等の承認を受けなければならない。この場合において、取得財産等を処分することにより、収入があると認められる場合には、補助事業者は原則としてその収入の一部又は全部を国に納付しなければならない。

第20条 補助金の経理

- 1 補助事業者（地方公共団体を除く。）は、補助事業について様式23による収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第21条 補助金調書

補助事業者（地方公共団体が民間事業者等に対して補助を行う場合の当該地方公共団体に限る。）は、補助事業にかかる歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式24による調書を作成しておかなければならない。

第22条 間接補助金交付の際付すべき条件

補助事業者（地方公共団体が民間事業者等に対して補助を行う場合の当該地方公共団体に限る。）は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第1条、第8条から第15条まで及び第17条から第21条までに準ずる条件を付さなければならない。

第23条 概算払等

- 1 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、様式25による概算払請求書又は精算払請求書を国土交通大臣官房会計課長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、国から概算払により間接補助事業者に交付される補助金を受領した場合においては、当該概算払を受けた補助金の額に相当する額を遅滞なく、間接補助事業者に交付しなければならない。

第24条 監督

所管地方整備局長等は、必要があると認められるときは、補助金の交付の目的を達成するため必要な限度において、補助金の交付を受ける補助事業者に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

附 則

第1条 施行期日

この要綱は、平成24年4月5日から施行する。

附則

第1条 施行期日

改正後の要綱は、平成25年5月15日から施行する。

附則

第1条 施行期日

改正後の要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

第1条 施行期日

改正後の要綱は、平成26年8月1日から施行する。

第2条 社会実験・実証事業等に関する経過措置

平成28年度末までに実施される事業については、平成28年度末までに都市機能誘導区域を、平成30年度末までに居住誘導区域を設定することを前提に、都市機能誘導区域及び都市機能誘導区域の見込地で事業への支援を可能とすることとする。

- 2 認定を受けた中心市街地活性化基本計画又は認定されることが確実と見込まれる同計画において定める中心市街地の区域で実施される事業については、平成28年度末までの間、支援することとする。

附則

第1条 施行期日

改正後の要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附則

第1条 施行期日

改正後の要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

区分	補助対象経費	補助事業者	補助金の額
普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の課題解決をテーマとし、多様なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップを開催するなど、まちづくりの現場における現実の課題解決に向けた継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営に要する経費 ・上記と連携した、優れたまちづくり活動の普及啓発に資するセミナー開催等の実施運営、教材作成等のソフト活動に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生推進法人 ・普及啓発事業協議会 ・地方公共団体 ・大学 ・民間事業者等 	定額
社会実験・実証事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設、歩行者経路協定に基づく歩行者経路を構成する施設又は低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備に要する費用。ただし、いずれも市町村長の認定又は認可を受けたものに限る。 ・上記施設等を活用した社会実験、実証事業又は意識啓発等のソフト活動等^{※2}に要する施設・機材の設置、調査、実施運営等に要する経費 	・都市再生推進法人	1 / 2 以内 ^{※1}
	<ul style="list-style-type: none"> ・地方再生コンパクトシティのモデル都市において、民間事業者等が都市再生整備計画に位置づけられた官民連携事業として実施する社会実験・実証事業等に要する経費 	・民間事業者等 ^{※3}	1 / 2 以内 ^{※1}
	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣の同意を得た民間まちづくり計画に位置づけられた社会実験、実証事業又は意識啓発等のソフト活動等に要する施設・機材の設置、調査、実施運営等に要する経費 	・社会実験・実証事業等協議会	1 / 2 以内 ^{※1}
		・地方公共団体（民間事業者等への間接補助）	1 / 3 以内 かつ、地方公共団体が補助する額の 1 / 2 以内

※1 補助事業者に対し地方公共団体が補助する場合に限る。国の補助金の額は、補助事業に要する経費の 1 / 2 の範囲内で、地方公共団体が補助する額を上回らないこととする。

※2 社会実験、実証事業又は意識啓発等は、国土交通大臣の同意を得た民間まちづくり計画に位置づけられたものに限る。

※3 地方公共団体からの出資等が過半を占めず、かつ、都市再生整備計画に位置づけられた団体に

限る。

(注)

1. 社会実験・実証事業等のうち地域のPR・広報に関するものについては、単独での採択は廃止する。
2. 社会実験・実証事業等に係る同一市町村内への支援については、通算2回までとし、かつ、同種の社会実験・実証事業等ではないものとする。ただし、地方再生コンパクトシティのモデル都市において、都市再生整備計画に位置づけられた官民連携事業として実施する社会実験・実証事業等については、補助事業者が都市再生推進法人の指定を受ける（又は指定を受ける見込みがある）場合に限り、通算3回までの支援を可能とする。